令和８年度 第６回春日区地域協議会
次第

日時：令和８年９月９日(水)
午後６時30分～
会場：上越市市民プラザ　第一会議室

1　開会

2　あいさつ

3　議題
⑴ 報告事項
①市民の消火栓使用について（危機管理課）

②上越市埋蔵文化財センターのエアコン交換修繕に伴う臨時休館について
（文化行政課）

⑵ 自主的な審議
〇子どもたちが愛着を持てる春日 ～春日愛の継承～
〇誰もが誰かとつながっている春日 ～春日流儀～

4　その他
⑴ 次回開催日程について

・日　時：令和　　年　　月　　日（　　）午後　　時　　分～
・会　場：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
・内　容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵ その他

5　閉会

～　地域協議会における会議の心得　５か条　～
その１　自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
その２　発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
その３　建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
その４　話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
その５　個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

令和8年度第6回春日区地域協議会
令和8年9月9日
3議題（1）報告事項
資料No.1
危機管理課

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、「使用できる」こととします。

１　安全対策に向けた留意事項等

別紙１をご覧ください。

２　消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙２をご覧ください。

３　その他

町内会には、８月５日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

安全対策に向けた留意事項等

別紙1

上越市 JOETSU CITY

留意事項

【消火訓練】
- 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年１回以上実施するものとする。
- 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】
- 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】
- 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年１回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】
- 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- 消火栓の操作に関する訓練
- ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）



【消火栓を使用した消火活動の例】
- 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】
- ホースは使用できる状態か。
- 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。　※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2

上越市 JOETSU CITY

市への相談

・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等は行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年１回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

・日時、場所、参加者を決める。
・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

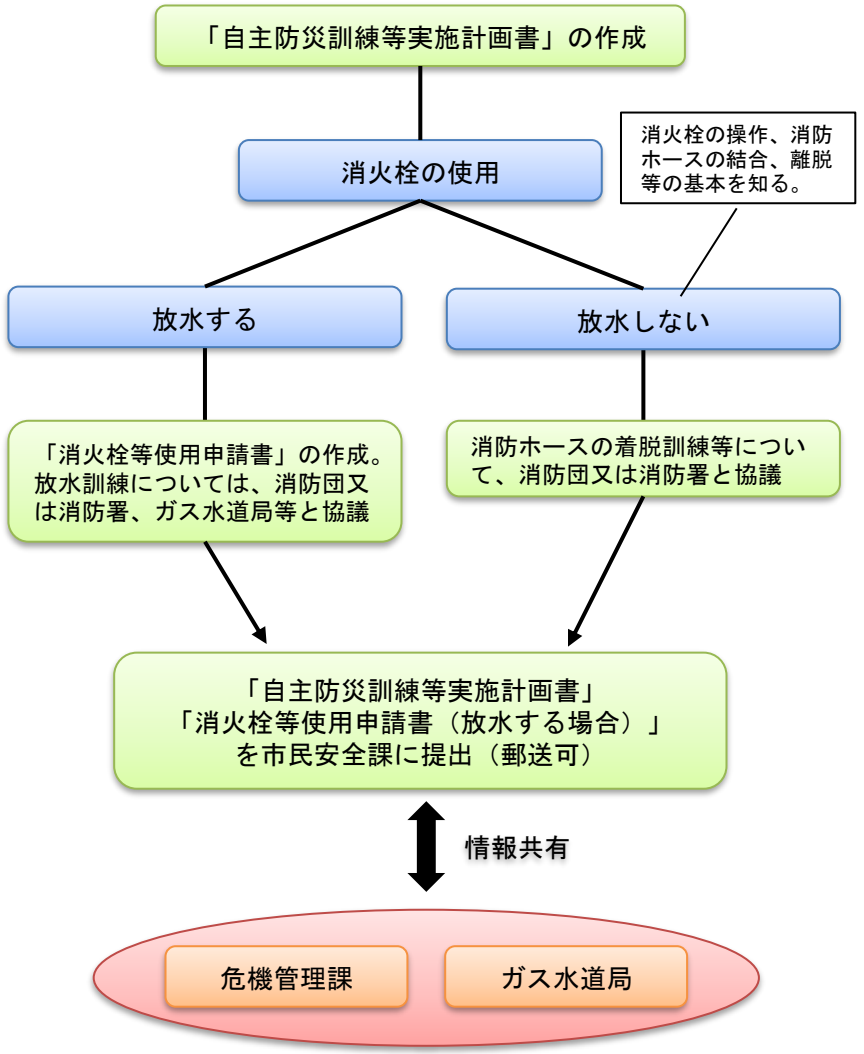
各種申請等

・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



A

令和8年度第6回春日区地域協議会
令和8年9月9日
3議題（2）自主的な審議
資料No.2-1

「春日謙信すごろく A」印刷仕様書（案）

1 業務名

〇〇すごろく印刷業務

2 業務目的

春日地域の歴史、文化、自然、地域資源及び上杉謙信公に関する学びを、子どもたちへ楽しみながら伝える教材として「春日謙信すごろく」を制作する。

地域住民が世代を超えて郷土の魅力を伝え合う機会を創出し、子どもたちの地域への愛着や誇りの醸成と将来の地域活動への参加意識の向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和〇年〇月〇日まで

4 業務内容

受託者は、発注者との協議に基づき、以下の業務を実施する。

(1) デザイン制作

・楽しみながら学べるデザインとすること。
・春日山城や上杉謙信公を想起させるデザインとすること。
・ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 印刷・製本

校正完了後、印刷及び納品を行うこと。

(3) 校正

発注者による校正を 2 回以上実施すること。
修正指示に対応すること。

5 成果品

(1) すごろく本体

サイズ：A2 判（展開時）
印刷：両面 4 色カラー
用紙：マットコート紙 135kg 相当
加工：A4 判折り

(2) 遊び方説明書

A4 判
両面カラー

(3) コマ・サイコロ台紙

A4 判
厚紙仕様

(4) 電子データ

印刷用 PDF データ
編集可能データ（Illustrator 等）

（5）部数

〇〇部

6 納品場所

〇〇〇（発注者が指定する場所）

7 著作権等

（1）本業務により作成された成果品に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、納品及び検査完了後、発注者へ帰属するものとする。

（2）受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

（3）使用する写真、イラスト、フォント等については、受託者が必要な権利処理を行うこと。

8 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に当たり知り得た個人情報を適切に管理し、第三者へ漏えいしてはならない。

また、業務終了後も同様とする。

9 秘密保持

受託者は、本業務に関連して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上決定する。

令和8年度第6回春日区地域協議会
令和8年9月9日
3議題（2）自主的な審議
資料No.2-2

B

「春日謙信すごろく B」印刷仕様書（案）

1 業務名

〇〇すごろく印刷業務

2 業務目的

子どもから高齢者までが一緒に楽しめるすごろくを制作し、世代間交流の促進と地域コミュニティの活性化を図る。

会話や助け合いを促すゲームを通じて、人と人とのつながりを深め、地域で支え合う関係づくりにつなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和〇年〇月〇日まで

4 業務内容

受託者は、発注者との協議に基づき、以下の業務を実施する。

(1) デザイン制作

・楽しみながら学べるデザインとすること。

・春日山城や上杉謙信公を想起させるデザインとすること。

・ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 印刷・製本

校正完了後、印刷及び納品を行うこと。

(3) 校正

発注者による校正を 2 回以上実施すること。

修正指示に対応すること。

5 成果品

(1) すごろく本体

サイズ：A2 判（展開時）

印刷：両面 4 色カラー

用紙：マットコート紙 135kg 相当

加工：A4 判折り

(2) 遊び方説明書

A4 判

両面カラー

(3) コマ・サイコロ台紙

A4 判

厚紙仕様

(4) 電子データ

印刷用 PDF データ

編集可能データ（Illustrator 等）

(5) 部数

〇〇部

6 納品場所

〇〇〇（発注者が指定する場所）

7 著作権等

（1）本業務により作成された成果品に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、納品及び検査完了後、発注者へ帰属するものとする。

（2）受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

（3）使用する写真、イラスト、フォント等については、受託者が必要な権利処理を行うこと。

8 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に当たり知り得た個人情報を適切に管理し、第三者へ漏えいしてはならない。

また、業務終了後も同様とする。

9 秘密保持

受託者は、本業務に関連して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上決定する。

令和8年度第6回春日区地域協議会
令和8年9月9日
3議題（2）自主的な審議
資料No.2-3

C

春日区地域協議会での地域課題審議テーマ

誰もが誰かとつながっている春日　～春日流儀～

1 地域協議会で考える地域課題

現在は人口の多い春日区でも、将来の高齢化や組織の役員の確保、空き家管理など様々な心配事がある中、それらを解消するための助け合いのコミュニティを維持していくために、人と人とがいつまでもつながっていられる地域でいられる取組が必要。

2 地域課題の解決策

共通の趣味などを持った人がつながるための交流事業の実施

3 大切にしたいポイント（条件、方針、理念など）

・小規模な事業から少しずつ規模を広げていくこと
・多世代のほか、男性も女性も参加しやすいこと
・誰でも参加できるよう説明会や練習会を行うなど工夫すること
・参加者に偏りが生じないようにすること
・楽しむことを目的とすること
・互いの顔が見え、気軽に参加できること
・長く継続できるよう、参加費が高額にならないようにすること

4 取組

（仮称）春日地区文化祭の実施

※同じテーマ（課題）で、別途「簡単なゲームを通じた世代間交流」を解決策に春日山城跡を舞台にした「すごろく」の取組あり

5 事業概要

○目的及びねらい（効果）

春日地域の誰もが参加しやすく、互いの顔が見え、継続性のある事業を実施することで、地域のコミュニティを維持していく一助となるよう、共通の趣味などを持った人同士がつながることができる交流事業を実施する。

⑴ 日時

令和９年秋（　　日間）

⑵ 会場

春日謙信交流館（全館）

⑶ 実施者

春日区地域協議会メンバーを中心に実行委員会を設立

⑷ 内容

□ 体験交流コーナー　…参加型の企画

□すごろく
□昔あそび
□今どきの遊び
□工作
□健康チェック
□ニュースポーツ
□その他１（　　）
□その他２（　　）

□ 交流コーナー　…自由に交流できるスペース

□カフェスペース
□団体活動紹介
□情報コーナー
□その他１（　　）
□その他２（　　）

□ 文化作品展示　…地域住民やサークルによる作品展示

□書道
□写真
□絵画
□手芸
□生け花
□その他１（　　）
□その他２（　　）

□ ステージ発表　　※合唱はいきいき春日野への出演を想定のため除く

□民用
□楽器演奏
□ダンス
□パフォーマンス
□マジック
□その他１（　　）
□その他２（　　）

□ その他１〔　　〕
□ その他２〔　　〕
□ その他３〔　　〕

⑸ 対象者

春日地域で生活を共にする老若男女すべての住民

⑹ 入場料

無料

⑺ 参加および出品料

無料

⑻ 目標参加（出品）者数及び目標来場者数

人　　人

⑼ 事業費

項目		費用
報償費	専門性のある講師等への謝金	
旅費	〃　　交通費	
需用費	チラシ、ポスター、パンフレットの印刷費など	
役務費	ボランティア保険など	
委託料	警備業務など	
使用料及び賃借料	会場使用料、機器借り上げ料など	
計		

⑽ スケジュール

年月	内容	
令和８年９月	・地域協議会の方針決定 ・実行委員会設置 ・社会教育課へ事業提案	
令和８年10月 ～12月	・事業内容詳細検討 ・公民館運営委員との打合せ（～実施日:随時）	諮問等あり
令和９年１月	・	2、3月：補助金審査
令和９年４月	・一般実行委員募集 ・実行委員会打合せ（～実施日:随時）	
令和９年５月	・関係団体等への説明会 ・参加、出品募集	
令和９年７月	・参加、出品予定確認→会場割付 ・実施周知	
令和９年秋	・文化祭実施	

公民館事業として事業提案する理由　　※公民館事業として実施する場合

5 のとおり、当取組の目的が次の事由により公民館事業としての実施が望ましいと考えるため、また、春日地区内では、公民館事業としての文化祭またはそれに類似する事業が実施されていないため、合同（タイアップ）事業としての実施を望む。

公民館事業	地域協議会

その他協議が必要な事項

〇役割分担

〇誰もが参加しやすいための工夫

〇参加者に偏りが生じないための工夫

〇継続していくための工夫

〇人と人がつながるための工夫

令和8年度第6回春日区地域協議会
令和8年9月9日
4その他（2）その他
参考
資産活用課

令和 8 年度第 5 回春日区地域協議会 報告事項「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について」の質問事項に対する回答について

1 高齢者向けの割引制度や特典の有無について

市民プラザの使用料について、高齢者向けの割引制度や特典の有無を確認したい。

回答

市全般の高齢者向け割引制度等については、70 歳以上の市民を対象として「シニアパスポート」を発行しており、市内の公共温浴施設やスポーツ施設で割引を受けることができますが、市民プラザ等の貸館施設での対応はございません。

なお、老人クラブ連合会や老人会が会議や行事等で貸館施設を利用する場合は、使用料の 50%を減免しており、引き続き減免を行ってまいります。

※一部の有志による趣味的な利用の場合は、減免対象外となります。

2 公の施設の使用料に関する参考資料について

設定料金が高いのか低いのか判断できない。また、本来、市税を負担している市民へのサービスとして施設利用料は無料が望ましい。近隣自治体の使用料との比較や、どの程度の料金改定でどの程度の収入増が見込まれるのか、また、他の削減可能なコストについても比較資料を示してほしい。

回答

他の自治体の主な使用料は、別表のとおりです。特に、スポーツ施設において他の自治体より低い施設が多い状況です。使用料の見直し効果額について、現時点の見直し対象施設の使用料等に 1.1 倍を乗じた概算で約 2,700 万円と見込んでおります。

別表　県内自治体施設使用料との比較

○集会施設（1 時間当たり料金、カッコ内は収容人数）

上越市	市民プラザ第 2 会議室（80 人）	940 円
	春日謙信交流館集会室 2（50 人）	410 円
長岡市	長岡市中央公民館 3A 教室（40 人）	300 円
新潟市	黒崎市民会館多目的ルーム 1（60 人）	1,040 円（午前） 1,300 円（午後・夜間）
	生涯学習センター多目的ルーム 2（56 人）	1,300 円（午前） 900 円（午後） 1,800 円（夜間）
柏崎市	産業文化会館第 2 会議室（72 人）	1,080 円
	市民プラザ学習室 301（45 人）	960 円
妙高市	新井ふれあい会館会議室A（収容人数不明）	320 円
	妙高高原ふれあい会館第 2 会議室（収容人数不明）	260 円

○体育館（1 時間当たり料金、カッコ内は面積）

上越市	上越市総合体育館（1,360 ㎡）	2,480 円
	三和体育館（1,221 ㎡）	1,180 円
長岡市	市民体育館（2,048 ㎡）	2,700 円
	新産体育館（726 ㎡）	900 円
新潟市	鳥屋野総合体育館（1,515 ㎡）	4,240 円
	横越総合体育館（1,616 ㎡）	3,630 円
柏崎市	総合体育館（2,088 ㎡）	3,000 円
	西山総合体育館（1,280 ㎡）	1,320 円
妙高市	妙高市総合体育館（1,292 ㎡）	2,000 円
	新井総合公園体育館（面積不明）	600 円

○テニスコート（1 面・1 時間当たり料金）

上越市	総合運動公園テニスコート	510 円
	柿崎第一庭球コート	260 円
長岡市	希望が丘テニス場	800 円
	川口運動公園	350 円
新潟市	亀田総合体育館テニスコート	970 円
	小須戸運動広場	730 円
妙高市	新井総合運動公園	600 円
	新井テニスコート	300 円

○多目的広場・グラウンド（1 時間当たり料金）

上越市	陸上競技場（第 2 種公認競技場）	900 円
	柿崎総合運動公園（人工芝）	820 円
長岡市	陸上競技場（第 2 種公認競技場）	2,500 円
	おぐに運動公園総合グラウンド	350 円
柏崎市	陸上競技場（第 2 種公認競技場）	15,970 円 （1 日占用）
	佐藤池サッカーコート	2,080 円
妙高市	陸上競技場（第 3 種公認競技場）	4,500 円
	新井総合運動公園屋外球技場	4,500 円

○野球場（1 時間当たり料金）

上越市	高田城址公園野球場（5,000 人収容）	1,320 円
	今泉スポーツ広場野球場	480 円
長岡市	悠久山野球場（8,000 人収容）	2,000 円
	信濃川河川公園野球場	750 円
妙高市	新井総合公園野球場	1,000 円
	妙高ふれあいパーク野球場	1,000 円
糸魚川市	美山球場（5,000 人収容）	800 円
	能生球場	400 円

○ホール（施設が指定する料金、カッコ内は収容人数）

上越市	上越文化会館大ホール（1,504 人） （平日・本番）	25,670 円（午前） 42,780 円（午後） 61,120 円（夜間）
	高田城址公園オーレンプラザホール（606 人）	19,800 円（午前） 26,400 円（午後・夜間）
長岡市	長岡市立劇場大ホール（1,500 人） （平日・準備・入場料金等の最高額が 6,000 円を超え、9,000 円以下のとき）	33,880 円（午前） 62,040 円（午後） 88,440 円（夜間）
	栃尾地域交流拠点施設大ホール（320 人）	2,100 円/1 時間
新潟市	新潟県民会館大ホール（1,730 人） （平日・本番・1 階席）	32,800 円（午前） 58,300 円（午後） 81,500 円（夜間）
	新潟市北区文化会館ホール（557 人）	13,780 円（午前） 25,610 円（午後） 36,270 円（夜間）
妙高市	妙高市文化ホール大ホール（1,012 人）	8,600 円/1 時間
糸魚川市	糸魚川市民会館大ホール（929 人）（平日）	11,600 円（午前） 14,100 円（午後・夜間）